

就学前段階からの総合的な相談支援を行う療育センターの活動

～地域に貢献するセンター的機能の在り方（マニュアルの試案に向けて）～

立川亜紀子^{*1}・井上 健^{*1}・小野 香織^{*1}・大塚 英里^{*1}・中村彩紀子^{*1}・川崎 徳子^{*2}

Activities Concerning Health and Education Centers for Providing Comprehensive
Preschool Advisory Support
—progress towards an administration manual showing how such centers can contribute
to the community—

TACHIKAWA Akiko^{*1}, INOUE Takeshi^{*1}, ONO kaori^{*1}, OTSUKA Eri^{*1},
NAKAMURA Sakiko^{*1}, KAWASAKI Tokuko^{*2}

(Received August 2, 2018)

キーワード：特別支援教育、発達支援、療育相談、ペアレント・トレーニング、療育センター

はじめに

平成27年度より、山口大学教育学部（以下本学部）の附属特別支援学校に就学前段階からの特別な支援が必要となる可能性のある幼児、及びその保護者に対して、発達支援や療育相談を総合的に行い、地域に貢献できるシステムについて、プロジェクト研究として、実践と並行しながら検討している。設置する療育センターの大きな役割として、本学部の附属幼稚園、附属小・中学校をはじめ、近隣の地域の幼、小、中学校に対する特別支援教育にかかわるセンター的機能を担うことを目指す。

一方で、療育センターの機能を、大きく、「子ども支援」、「保護者支援」、「学校園支援」の3つと定めた。就学前の幼児にかかわる指導・支援として、①ヤマミィの一む（幼児発達支援教室）の取り組み、②附属幼稚園における5歳児発達相談会を核にした園支援の取り組みを行う。この取り組みをつないでいくことを含め、小学校への指導・支援は、附属小学校の校内通級指導体制の構築にかかわる取り組みを行う。また、地域に広く通用できる形となるように、活動の実践とその検証を行っていく。

これらの活動の実践、及び検証を経て整理した具体的な活動内容や方向性についての詳細について、まずは、本学部の学校園で有効に活用できるようにマニュアルとして整理していく。

本稿では、この取り組みを始めてから3年目になる今年度の成果として、3年間の取り組みの実情、課題等を整理し、本校が地域のセンター的機能として地域に貢献する在り方を考えながら、就学前の幼児にかかわる指導・支援の部分について、マニュアルの試案の作成を試みる。そして、次年度以降、そのマニュアルに示した活動内容等について、さらに実践を重ねながら評価、検証し、幼児期から児童期までをつなぎ支える総合的な療育センターとしての機能の確立と、活動・運営マニュアルの作成を目指していきたいと考えている。

1. 就学前からの総合的な相談支援を行う療育センターの運営マニュアルに向けて

ここでは、就学前の幼児にかかわる指導・支援の部分について、これまでの活動の検証成果も含め、療育センターとして実践することという視点から、マニュアル化を目指した表現による整理を試みた。

*1 山口大学教育学部附属特別支援学校 *2 山口大学教育学部幼児教育

1) 目的

本校に設置する療育センターが目指すものは、附属学校としての機能を十分に働かせながら発達障害等の幼児の集団での生活や学習、活動場面における適応を促していく支援を行うことである。

発達障害等の幼児の指導・支援にあたっては、一人一人に寄り添いながら必要な指導や支援の在り方を検討することが必要である。その際、幼児一人一人のより良い発達とともに、集団への適応を目指して、各々の幼児の具体的な目標を設定し、PDCAサイクルに基づいた指導・支援を計画的に行えるように、大学との連携・協力も行いながら進めていく。具体的には、附属幼稚園、及び、地域の幼稚園、保育所等に在籍する幼児の指導・支援を就学へとつないでいくことから、小学校への就学後の支援の方向へとつながるような取り組みを目指していく。そして、これらの成果としての療育センターの総合的な活動の実績を、今後、幅広く地域の学校園に役立つ形で発信していく。

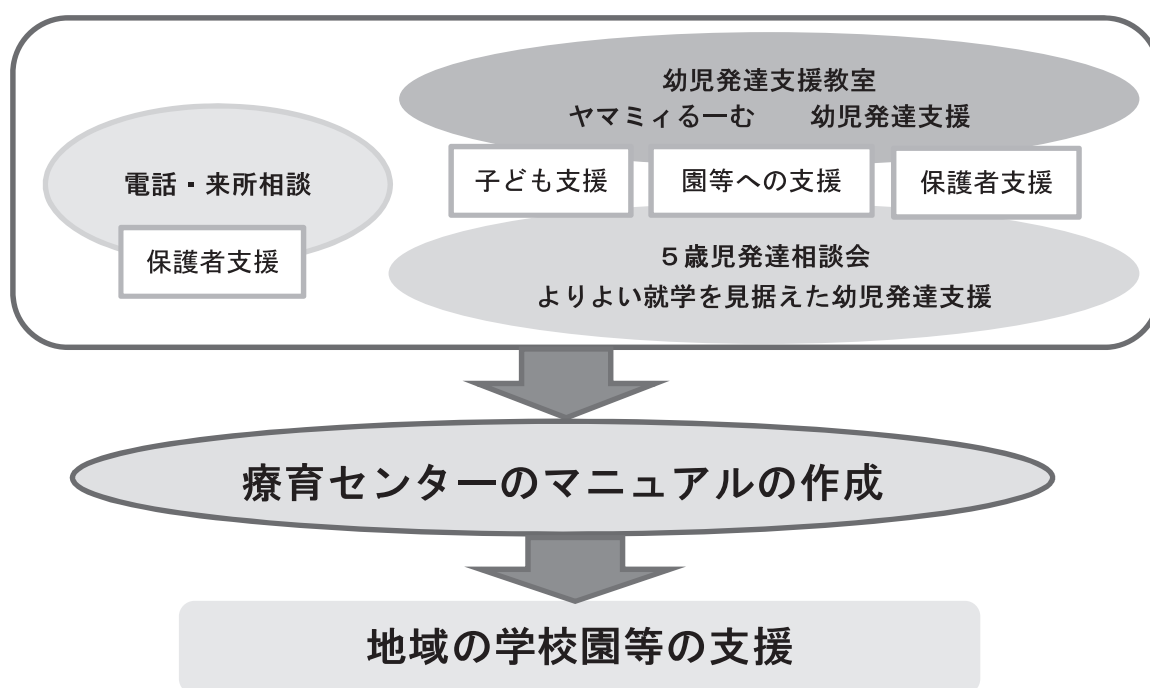


図1 総合的な相談支援を行う療育センターの設置・運営の方向

2) 療育センターの機能

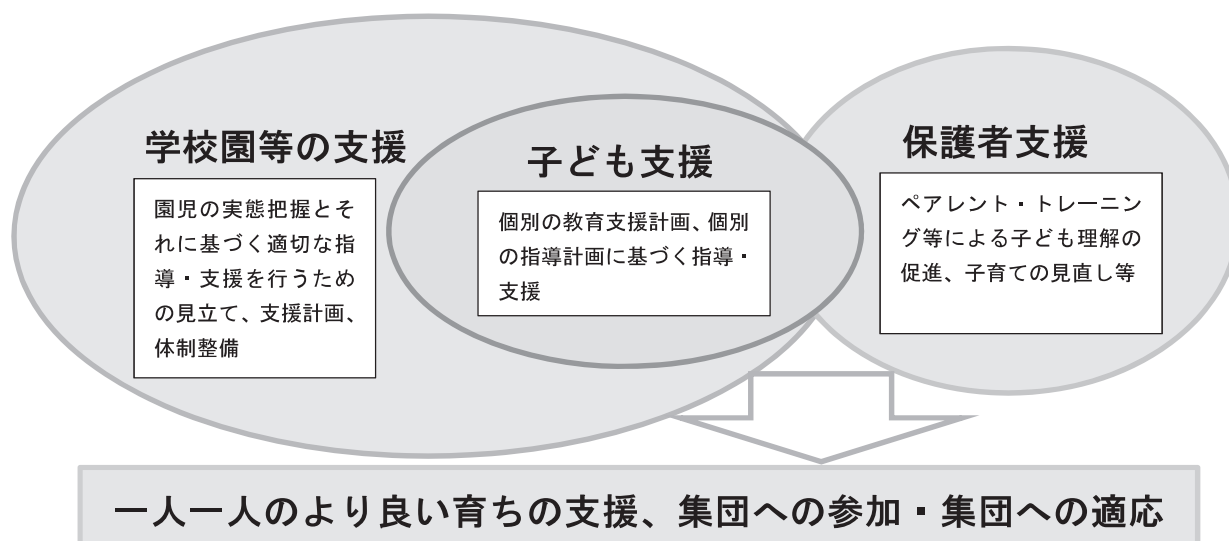


図2 療育センターの3つの機能

■療育センターの3つの機能

発達障害等により、日常生活や集団での生活や集団での学習、活動場面において、なんらかの課題や配慮の可能性を含む子どもに対して、一人一人の可能性を広げるとともに、集団への適応を含めた支援や相談等、教育的支援の方向性を検討していく療育センターの機能は、以下の3つである。

〈子ども支援〉

◇所属する集団（クラス）の中で、日常生活や集団での活動場面における課題等を見出し、その実態を把握する。

スクリーニングの実施 ⇒ 保護者相談 ⇒ 個別アセスメントの実施

◇実態把握に基づき具体的な指導支援の計画を立案し、適切な指導支援を行う。

個別の教育支援計画 ⇒ 自立課題 ⇒ 個別指導計画 ⇒ 適切な指導支援

◇在籍園等や関係機関と連携した指導支援を行う。

個別の教育支援計画の作成・活用 ⇒ 在籍園等や関係機関との情報共有 ⇒ 在籍園等や関係機関と連携した指導支援

〈保護者支援〉

◇子どもの自立、社会参加につなげていく家庭での支援の改善、充実を図る。

個別の教育支援計画の作成 ⇒ 子ども理解・的確な実態把握 ⇒ 個別の教育支援計画を活用した家庭での支援

◇就学について子どもの実態に応じた適切な教育環境を選択するための支援

個別の教育支援計画の作成、活用 ⇒ 子ども理解・的確な子どもの実態把握 ⇒ 保護者への十分な情報提供 ⇒ 適切な就学の選択

〈園等への支援〉

◇発達障害等により特別な支援が必要な子どもを園等で支援するための体制を整備する。

園内の子どもの実態把握（スクリーニング） ⇒ 子どもに応じた支援の検討（園内委員会） ⇒ 支援を行うための体制整備

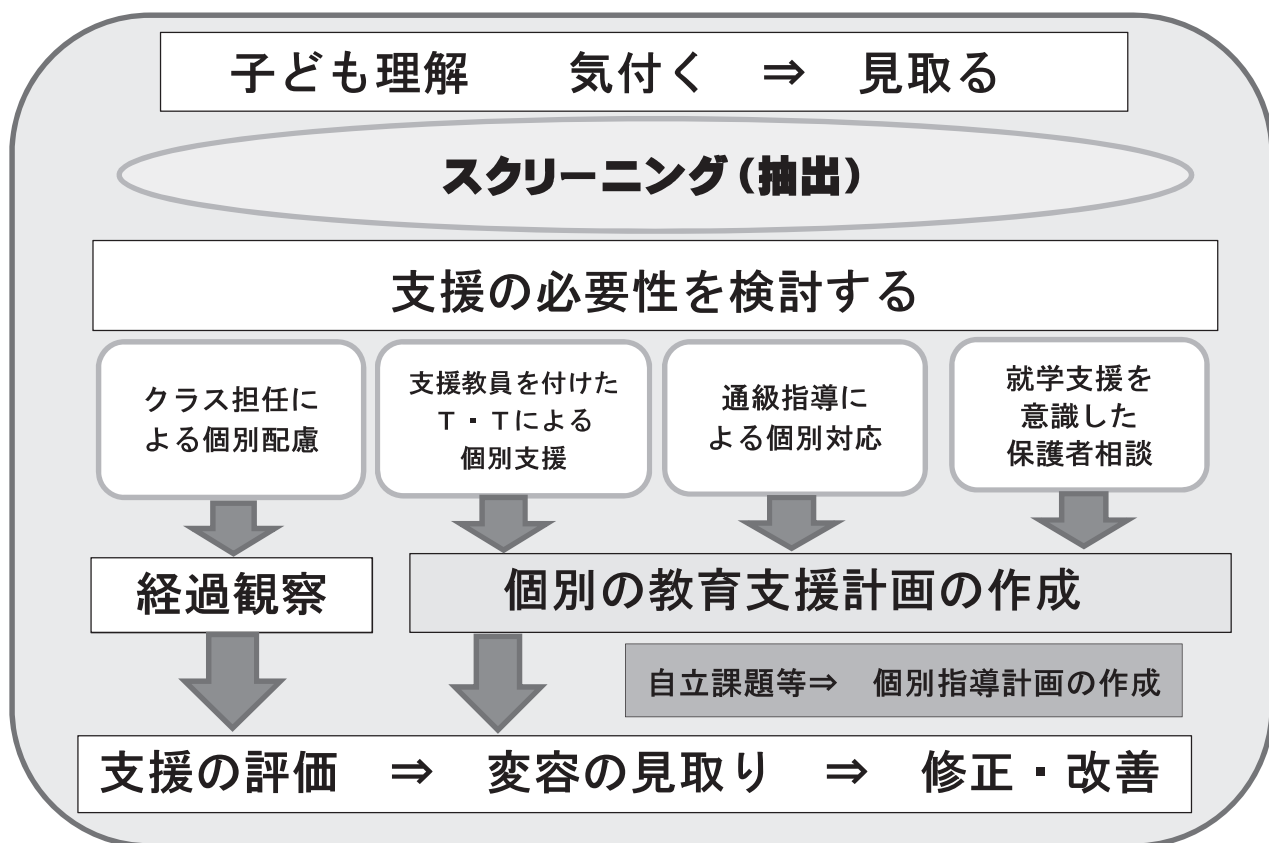


図3 療育センターの行う事業に共通した支援の流れ

3) 療育センターの事業

①ヤマミィる一む（幼児発達支援教室）

ア 概要

「ヤマミィる一む」は、本校内の施設（プレイルーム、教育相談室、芙蓉館）を利用し、主として発達障害、あるいは、その疑いのある3歳以上の就学前の幼児を対象とした定期的な実際の支援を実施しながら療育の一助を担う教室である。参加幼児の個別及び小集団を仕組んだ支援に並行して、保護者に対するペアレント・トレーニングを中心としたカウンセリングを行う。

イ 子ども支援

「ヤマミィる一む」は、参加幼児の在籍園と連携を取り合いながら、集団生活における課題を見出し、その集団生活への適応や活動への参加ができるようになることを目指す。個々の幼児に必要な自立課題を定め、それに応じた個別指導計画を作成し、PDCAサイクルにより指導、支援を行う。

【ヤマミィルームの目的】

- 発達障害を中心とした障害等により教育的支援を必要とする幼児やその保護者を対象に、生活や学習等に関する小集団を組んだ発達支援、療育相談、就学支援を行う。そして、最終的に在籍園の集団生活における課題の軽減、集団への適応、活動への参加を目指す。
- 参加幼児の個々の在籍園との連携に基づき、当該幼児の園生活の中での集団生活への適応を支援し、就学先の小学校で、子どもがより良く学校生活を送ることができるように、個別の教育支援計画等の教育支援の方向性を提案し、効果的につながる就学支援を行う。
- 近隣の幼稚園・保育園、市教委、保健センター等との連携を密にし、地域の発達支援や療育が包括的効果的に進展していくように援助を行っていく。

【方法・内容】

- 療育センターの機能のひとつとして幼児発達支援教室「ヤマミィる一む」を附属特別支援学校（本校）に設置して、参加幼児を募集し、発達支援やその保護者に対する療育相談を行う。
- アセスメントを実施し、当該園児に必要な自立課題を定め、個別指導計画に基づいて指導支援を行う。
- 近隣の幼稚園や保育園を定期的に巡回訪問し、支援が必要な幼児の見取りと集団生活や手段での活動等への適応に向けた指導支援や保護者に対する療育相談等について、園と連携しながら行う。
- 個別の教育支援計画を介して、小学校就学に向けて、支援を有効につないでいく。
- 医療や福祉等の関係機関と連携協力してケースカンファレンスを定期的に行い、指導支援の妥当性について検証し、改善修正を図りながら実施する。

ウ 保護者支援

「ヤマミィる一む」における幼児の発達支援の活動に並行して、保護者に対する療育相談の場、機会を設定する。方法として、ペアレント・トレーニングの手法を取り入れた集団カウンセリングを中心としながら、必要に応じて適宜、個別の相談にも応じていく。また、年間2～3回、教育や心理を専門とする大学教員等による個別相談会やミニ講演会、懇談会を企画し、実施する。

〈ペアレント・トレーニングの実施〉

幼児発達支援教室（ヤマミィる一む）に参加する幼児の保護者に対して、療育相談の機会を設定する。

年間の相談活動のスケジュールを最初に示し、計画的に行うようにする。相談活動の中にペアレント・トレーニングの手法を取り入れた集団カウンセリングも合わせて、実施する。

ペアレント・トレーニングの主な目的は、

- 発達障害のある子どもをはじめとした、育てにくさをもつ子どもへの正しい理解を図る。
- 子育てに対する親のストレスを軽減する。
- 親と子、双方の自己評価の低下を予防する。
- 同じ悩みをもつ保護者たちと分かち合い、相互に支え合う

（まめの木クリニック発達研究所より）⁽¹⁾

である。周囲の大勢の子どもとは異なる発達をしている子ども達は、親にとってはその行動などをなかなか

か受け入れし難く、気にかかる面が多くなりなりがちである。そのために、親に育児に対するあせりを生じさせ、できないことをさせようとする無理なしつけの積み重ねや、さらには、親子の関係に歪みが出てくるなど、親も子も苦しむという悪循環を作り出していることがある。このペアレント・トレーニングのプログラムは、子どものもつ特性を理解し、具体的な対応を、同じ悩みをもつ親どうしで実践を通して学び合い、日常生活がより穏やかに過ごしていくことができるようにするためのものである。

表1 ペアレント・トレーニングを取り入れた集団カウンセリング

(例：課題を設定し計画的に話し合いや協働活動を行う)

実施月	ペアレント・トレーニング	設定された保護者相談・活動
5月	①オリエンテーション・自己紹介・悩みの出し合い	個別の教育支援計画の作成
	②子どもの行動を3つに分ける ○好ましい行動○好ましくない行動○危険な行動許しがたい行動	個別の教育支援計画の作成
6月		個別の教育支援計画の作成
	③3つの行動についてのかかわり方について話し合う	サポートブックの作成
7月	④好ましい行動を増やす(肯定的注目の与え方)	サポートブックの作成
	⑤家で実践したことを発表し合う。	サポートブックの作成
9月	⑥好ましくない行動を減らす①(上手な無視の仕方)	福祉サービスの利用について情報交換
	⑦家で実践したことを発表し合う。	就学について情報交換
10月	⑧好ましくない行動を減らす②(無視とほめるの組み合わせ)	親子が楽しめるレクリエーションの計画・準備
	⑨家で実践したことを発表し合う。	親子が楽しめるレクリエーションの計画・準備
11月	⑩効果的な指示の出し方①	親子が楽しめるレクリエーションの実施
	⑪家で実践したことを発表し合う。	子どもが喜ぶクリスマス会の計画・準備
12月	⑫効果的な指示の出し方②	子どもが喜ぶクリスマス会の計画・準備
	⑬家で実践したことを発表し合う。	子どもが喜ぶクリスマス会の運営
1月	⑭よりよい行動チャート	思い出として残るお別れ会の計画・準備
	⑮家で実践したことを発表し合う。	思い出として残るお別れ会の計画・準備
2月	⑯制限を設ける(警告とペナルティ)	思い出として残るお別れ会の運営
	⑰まとめ	

この保護者のカウンセリング活動と、ヤマミィる一むの発達支援の活動とを有効に連動させることで、親子双方にとって意味のある活動にできるように進めていく。

※ペアレント・トレーニングは、ステップ・バイ・ステップ方式なので、遅刻や欠席がないように参加する保護者への協力や理解を事前をお願いする必要がある。また、日常生活における課題などを出すこともあり、その実践結果が話し合いの基になることも了解を得ることも必要である。

※ペアレント・トレーニングの1回の時間は、原則1時間とする。

※ペアレント・トレーニングの進行役(ファシリテーター)は、特別支援学校発達支援部教員とする。

※ペアレント・トレーニングは、あくまでも集団カウンセリングであるので、少なくとも5人以上の参加が求められる。

親に対する集団カウンセリングの中に、ペアレント・トレーニング以外に、個別の教育支援計画やサポートブックの作成、親子が楽しめる活動の企画、準備、運営を親同士と一緒に話し合い協働して行う活動を入れる。これらは、親として相互に支え合い楽しみながら積極的に療育に参加する意欲を高めることにつながっていくように位置づけている。

エ 園等への支援

「ヤマミィる一む」は、参加幼児の在籍園での集団生活における課題を見出し、その集団生活への適応や活動への参加ができるようになることが大きな目的である。そのために、園等との緊密な連携と、必要に応じた支援は必要不可欠である。具体的には、次のような園等との連携、支援を行っていく。

- 連絡帳を介して、毎回の「ヤマミィる一む」の実践内容やそれに対する幼児の様子等にかかわる情報を園等に伝える。また、当該幼児の通園している園等から、園での幼児の活動の様子や変容、「ヤマミィる一む」に対する気づきや要望等について、園等の教員や保育士から情報を得る。このような情報交換を、保護者を中心（間）に据えて実施する。
- 「ヤマミィる一む」の担当教員が、計画的に参加幼児の在籍園を訪問し、幼児の園での活動の様子や自立課題に対する変容の実態を把握する。それとともに、園等の教員や保育士と課題の改善、集団への適応に向けて有効な指導支援について協議する。逆に、園等の教員や保育士に、「ヤマミィる一む」の参観を要請し、そこでの具体的な支援的な状況を園等での指導支援につなげ活かすようにする。
- 個別の教育支援計画を介して、保護者、「ヤマミィる一む」、園等が協働して、幼児の指導支援や幼児にとって望ましい就学支援について協議、検討したり、専門家や関係機関の助言を受けたりする。

定期（計画）的なケース（支援）会議の実施

② 5歳児発達相談会（園等への直接的な支援）

ア 概要

5歳児発達相談会は、主として地域の幼稚園に対して、発達障害、あるいはその疑いのある園児が小学校にニーズに応じた適切な就学移行ができるように、5歳（年中）の段階から日常生活や園での集団生活等における困難さを発見し、それに対する保護者相談も含めた継続的な指導支援を行うことを目的とする。市の保健センターや教育委員会主催で実施している5歳児発達相談会と大きく異なることは、相談会の事前にスクリーニング検査を行い、支援の必要な幼児を専門的な目で抽出し、挙げられた幼児に関して、その保護者に相談会への参加を促すことと、相談会の事後、就学までの間に個別の教育支援計画に基づいた計画的、継続的な指導支援を行い、就学先の学校に支援を効果的につないでいくという取り組みを行うことである。

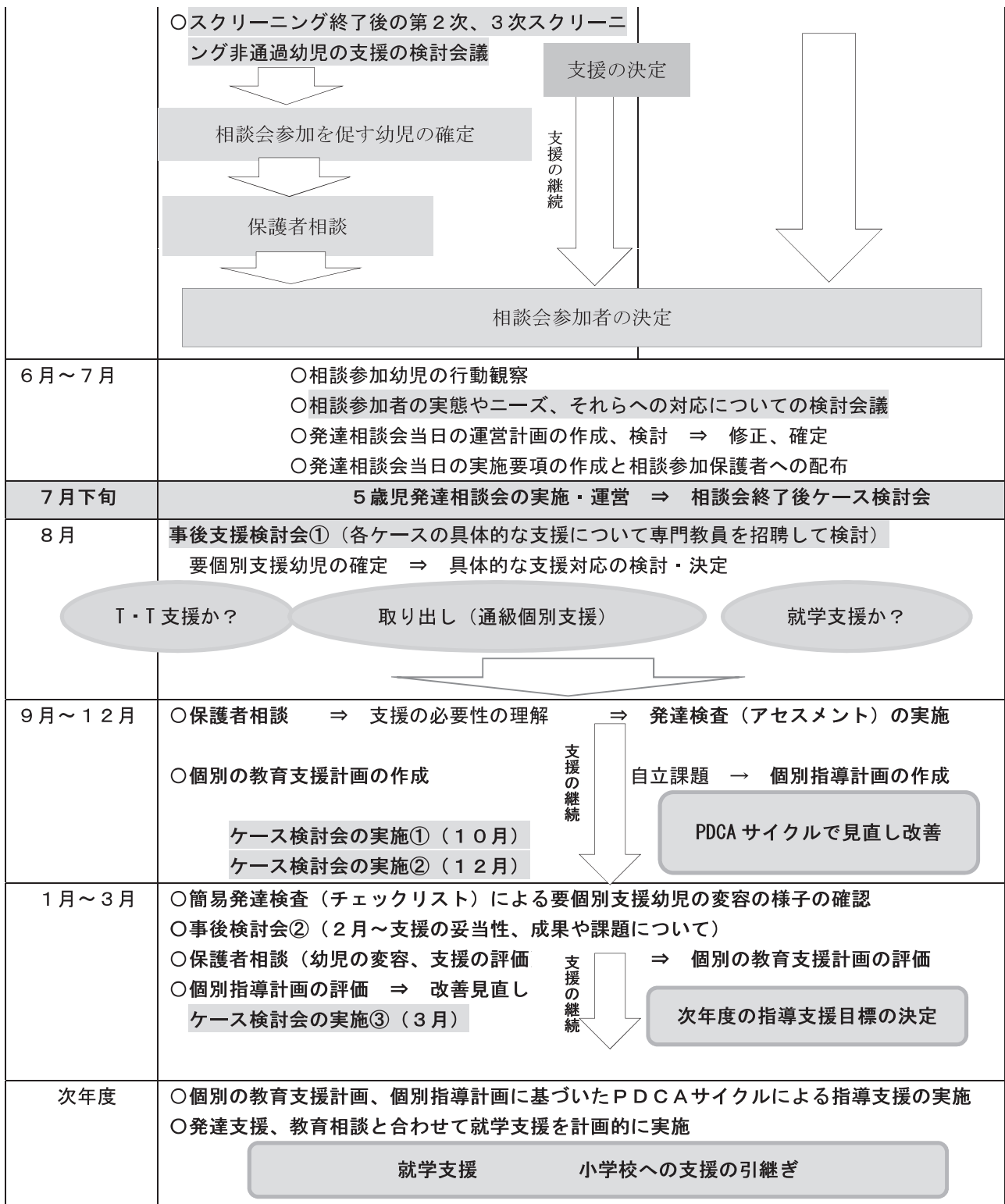
イ 子ども支援、園等への支援

【目的】

- 特別な支援が必要な幼児の早期発見、早期指導支援を行うとともに、その保護者に対する療育相談を実施する。
- 園内の支援体制を構築し、小学校への適正な就学やそのための準備を計画的、継続的に行う。また、園で実施した指導支援が、小学校でも有効に引継ぎ、つながるようにする。

【方法・内容】

実施対象	園内の年中幼児全員	
実 施 方 法		
4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5歳児発達相談会実施計画策定 ○ 実施計画に基づく検討会議（目的、方法、内容、日程等） 	
	スクリーニング検査の実施	保護者への実施案内（要項）、相談会への参加希望、育児・療育アンケートの実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次スクリーニング検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任によるチェックリスト評価 ○ 第2次スクリーニング検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次非通過幼児の専門教員（本校発達支援部）による行動観察 ○ 第3次スクリーニング検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次非通過幼児の専門の大学教員や SC による行動観察、聴取等による精査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施要項、相談会参加希望、保護者アンケート等の検討・作成 ○ 実施要項、相談会参加希望、保護者アンケート等の配布 ⇒ 回収 ○ 参加希望、アンケートの集計 <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 相談会（希望）参加者の確定 </div>



ウ 保護者支援 ～ 5歳児発達相談会の実施

附属特別支援学校がコーディネートし、幼稚園や保育所等で行う5歳児発達相談会は、附属幼稚園の年中の幼児全員を対象に実施する。発達相談会の事後における小学校へのスムーズな就学を見据えた指導、支援の実施を考えると、発達相談会そのものは、夏期休業（夏休み）前の実施が望ましい。発達相談会の実施に向け、以下のことについて行う。

尚、市の保健所が教育委員会と連携して実施している5歳児発達相談会は、療育や就学に向けての教育、医療、福祉等による総合的、専門的なアドバイスや道筋等が得られ保護者にとって非常に有益かつ必要なもので、決して本校が考え実施しようとしている発達相談会がそれを妨げるものではない。後者は、あくまで

も園内という単位でよりよい就学に結び付く発達支援、療育相談を計画的に行っていくものであり、市単位で行う前者の相談会と有効な形で連携実施ができればよいと考えている。

発達相談会の準備

園内で行う発達相談会は、あくまでも就学に向けての教育的な支援を園内でどのように実施していくかということを目的にする。また、実施の主体は園そのものであるため、園業務との兼ね合いも含め、無理がなく継続してできる形にすることが重要である。

①関係機関との連絡、調整

発達相談会の相談員は、附属特別支援学校の発達支援部教員と園内のコーディネーターや養護教諭が中心に担当するが、事後の就学支援のことも考え、市の教育委員会の特別支援教育担当主事にも参加してもらう。また、相談会直後のケース検討会には、相談員、その運営に当たった教員の他に、園の管理職、就学先となる小学校のコーディネーター及び管理職、大学の専門教員、スクールカウンセラーにも参加してもらう。よって、事前に、実施のための連絡調整会を行い、実施目的、方法、役割分担等を十分に検討、共有しながら関係機関との連携を図っていく。

②園内の教職員に対する理解・啓発

発達相談会は、準備や運営、事後支援に至るまで、附属特別支援学校のコーディネートを受けながら、園内の教職員が行うこととなるため、その目的や方法等を十分に共有し、理解しておく必要がある。

また、園内の教員が、園内の年中の幼児全員に対して困り、困難さに気付くためのスクリーニング検査を行い、その検査や発達相談会の事後に支援が必要な幼児に対して個に応じた支援やかかわりを考え実施する。その際に、保護者に対してそれらの実施の説明を行い、理解を得ていく。そのために、園内の教職員全員が特別支援教育や発達障害にかかわる正しい理解をもつことが求められる。

③保護者に対する理解・啓発

発達相談会の案内や発達の状況を尋ねるアンケートを、年中の幼児すべての保護者に配布する。また、園内に特性上、何らかの困り、困難さを有し、本人自身が苦しんでいる幼児がいることや、その適切な支援の必要性等を、保護者に正しく理解してもらう必要がある。そのために、保護者に対しても、特別支援教育や発達障害にかかわる正しい理解を図っていく取り組みや、発達相談会においてのその実施意図や目的、内容、方法等を十分に周知してもらえるように投げかける工夫をしていく。 【以上試案】

2. 本稿のまとめと今後の課題

附属特別支援学校に就学前段階からの特別な支援が必要となる可能性のある幼児、及びその保護者に対して、発達支援や療育相談を総合的に行うことを目指した療育センターを立ち上げ、模索しながら実施を行って3年目である。このような体制での活動も、ようやく、形が整いつつある段階で、まだ、多くの課題をかかえている。今後は、今までの実践で得られた成果や課題を十分に踏まえ、できあがりつつある形が、子どものニーズや個々に必要な指導支援等の対応、保護者支援や園等支援に有効に結び付き機能しているかどうかなどを、実践的に検証していく必要がある。そして、実践、実績、検証を経て得られた機能を推進していくために実践を積み重ね、蓄積し、地域の園等に幅広く活かしてもらえるような工夫をしていきたい。

以下、実践の振り返り療育センターとしての活動、及び運営に関する課題等について、整理していく。

〈療育センターの機能の検証、改善〉

ア 療育センターが行う子どもの支援について

- ①子どもの困りの気づきにあたるスクリーニング検査の実施が、園等の現場にとって無理なく有効に実施できているかどうか？
 - チェックリストの見直し、修正
 - 実施時期、実施の流れ等プランの見直し、修正
 - 実施者である教員、保育士等の理解を得るためのプロセスの見直し、修正
 - 実施後に指導支援に結び付けるためのプロセスの見直し、修正
- ②個々の子どもの実態把握の方法が、有効に指導支援に結び付く形で機能しているかどうか？

- 実態把握の方法の妥当性の検証 ～ 実態把握として必要なものは？
 - ・保護者の理解が難しく客観的な心理検査ができない子どもの実態把握は？
 - ・行動観察を行う上での、観察のチェックリストの妥当性は？
 - ・保護者や関係機関からの情報入手の手立てと、必要な情報項目は？
- ③実態把握から自立課題（指導支援目的）を見出すための手順、方法は？
 - 自立課題の設定のスタンスは？どのような視点で設定するか？
 - 自立活動指導内容表（学習指導要領、幼稚園要領）に示された項目に従った課題の絞り込みの手順と妥当性の検証
- ④自立課題を達成させるための具体的な個別の指導計画を、有効に活用するためにはどのような様式がよいのか？
 - 指導支援に有効に活用できる個別の指導計画の様式の検討、検証
 - 個別の指導計画と個別の教育支援計画との関係性の明確化
- ⑤指導支援の妥当性を評価するためのケース会議、ケースカンファレンスの計画的、効果的な実施のために必要なことは？
 - ケース会議、ケースカンファレンスの年間活動計画への明確な位置付けと、参加者への参加依頼の実施

イ 療育センターが行う保護者支援について

- ①ペアレント・トレーニングを、参加する保護者のニーズにあった形で、内容、方法を修正、改善する必要はないか？ 参加者の感想、意見を取り入れ検証していく。
 - 参加者へのアンケートの定期的な実施 ⇒ 保護者評価
 - ペアレント・リーダーの養成 ⇒ 保護者主体の活動へ
- ②ペアレント・トレーニング以外の保護者同士の交流や活動の機会の設定の検討を行う。
 - 個別の教育支援計画やサポートブックの作成
 - 親子活動の設定
 - 親が計画、準備等主導した子ども活動の設定
- ③必要に応じて個別の保護者相談会を実施する。
 - 検査結果の返し ⇒ 有効な指導支援 ⇒ 個別の教育支援計画の作成、修正
 - 個別の教育支援計画による指導支援の評価、修正
 - 就学支援、進路相談
- ④大学の教育、心理の専門教員が行う相談会やミニ講演会の計画的な実施を行う。

ウ 療育センターが行う園等への支援について

特別支援学校に設置する療育センターの大きな目的の一つは、地域貢献である。その具体的な形が、学校園に対する支援である。園に対しては、5歳児発達相談会を核とした園内支援体制の構築、就学支援を効果的に進めていくためのコーディネート役を担う。小・中学校に対しては、子どもの集団生活への適応をめざした校内通級指導システム（支援体制）の構築のための調整役や可能な範囲の手助けを担うものである。

また、「ヤマミィる一む」を利用している幼児の在籍園や施設と緊密に連携、協力し、当該幼児の園での集団生活への適応、さらには、小学校へのスムーズな就学をサポートしていくことも各園への支援となる。いずれにおいても、個々の子どもの幸せとは何かを考え、その実現のために、学校園に対する状況改善、環境整備等の支援を行っていく。その過程での推進役、仲介役として療育センターが機能していくことが重要であると考えている。以下、主要な3つの点を取り上げる。

①個別の教育支援計画を活用した縦横の連携による指導・支援の実施

学校園の支援を効果的に行っていく上で、各個人のレベルに必要なツールが、個別の教育支援計画である。保護者を中心として、これを活用し、子どもに必要なニーズをかかわる学校園やコーディネート役の教師、関係機関がしっかりと確認、共有しながら支援や状況・環境整備を進めていくことが大切である。

また、園から小学校、小学校から中学校へと、子ども本人や保護者のニーズに合い義務教育終了後の進路を見据えた指導、支援を必要に応じて改善修正しながらつないでいくためのツールとしても個別の

教育支援計画は重要な役割をもつものである。

②園等への巡回訪問

附属特別支援学校に設置する療育センターの一つの大きな役割が、地域の園等への支援であることを考えると、療育センターは地域内の学校園の支援状況を常に把握している必要がある。その方法として重要なのが、定期的な学校園への巡回訪問支援であると考えている。年に1回は、地域内のすべての園等を巡回し、子どもの実態や支援の状況を把握し、必要に応じて、保護者の療育相談、「ヤマミィる一む」や来所相談等を紹介する等の支援のつなぎを行う。

また、この学校園への巡回訪問を通して、療育センターと各学校園との連携協力のパイプを強めておく必要がある。支援の必要が生じた時に、その都度、療育センターに支援協力を要請できるシステムや関係づくりができていく必要がある。

③園等内の支援体制の構築 ⇄ 園等内の教員、保育士の発達障害にかかわる理解啓発

園等内の支援体制を構築していくためには、教員、保育士の理解と特別支援教育の必要性に対する意識が高まる必要がある。

○園等内の教員、保育士の発達障害にかかわる理解啓発のためのプログラムの作成、実施

○園等内の支援体制の構築と、計画的かつ確実な実施の方法の検討、検証

エ 療育センターが地域貢献として機能していくために

①市教委等行政機関との緊密な連携協力関係により事業計画を作り実施推進する。

○学校園への巡回訪問、連携等、行政の関係部署を通して実施する。地域コーディネーターの役割との棲み分けも必要である。

○就学支援を実施する上で、行政の関係部署との連携は必須である。

②事業推進のための綿密な活動計画を立案作成し、その実施実現のための事前準備（年間の活動計画の中に必要な会議等を参加者の都合を調整し、しっかりと位置付ける）を確実に進行する。

③大学との緊密な連携協力体制を作り、事業計画や評価、推進等における必要な指導助言や人材派遣等が受けられるようにする。

④ニーズを掘り起こし、幅広く子どもや保護者にとって有益な相談支援にしていくための方策を継続して検討していく。

⑤療育センターの担当教員の人員確保と、学校業務全体を通じた負担の他教員との均一化を図る。

○療育センターとしてできる支援の内容を明確化する。学校園支援については、あくまでもコーディネート役としての立場を守る。（例えば、療育センター教員が学校園のT・T支援や通級指導を直接担当することを避ける。）

○療育センターの業務推進のため、担当教員が、本校教育業務を一時離れる状況が起こることを、事前（年度始め）に本校教職員や保護者等に校長から周知徹底し、理解を得る。

⑥療育センター担当教員が、その業務を専門的に推進していくために必要な研修の機会を確保する。

おわりに

本稿では、この取り組みを始めてから3年目の成果として、実践とその課題等を整理し、療育センターとして地域に貢献する在り方を考えながら、就学前の幼児にかかわる指導・支援の部分について、マニュアルの試案の作成を試みた。マニュアルの作成とともに、課題にあがってきたのは、療育センターとしての活動内容の主である子どもの支援の充実のための教材や教室環境等の活動空間のあり方も含めた教育環境の整備である。さらには、個々の子どもの課題に応じた個別の支援計画を支える教育内容や担当教員の専門性を活かした実践力の向上も含めた教育方法の検討である。

今後はさらに、これらの課題を踏まえて実践を重ねる中で、検証、工夫・改善を行いながら、療育センターとして機能していくために、成果の蓄積と、活動内容の精選を行っていきたい。

引用文献

注1 <http://mamenoki-clinic.com/training/まめの木クリニックホームページより引用>2018.7.20確認